

## ソフトウェア使用許諾書及び保証

(エンドユーザー 無期限ライセンス/再配布禁止事項)

VARICAD S.R.O (以下「VariCAD」といいます) は本ソフトウェア使用許諾書 (以下「本契約書」といいます) の全ての条件に同意して頂くことを条件に、使用を許諾致します。製品パッケージを開封、インストールをしていただく前に本契約書をよくお読み下さい。

### 1.ソフトウェア

本契約書条件に従い、VariCAD (以下「本ソフトウェア」といいます) に関連するコンピュータープログラム、データ編集、ドキュメントの使用を許諾します。

### 2.使用許諾期間

使用許諾期間は、お客様の都合による書面での途中解約通知もしくはお客様の重大な契約違反による終了がない限り、無期限の使用許諾とします。本契約が終了する場合直ちに、本ソフトウェア及びドキュメントの全てのコピーを VariCAD へ返却するものとします。

### 3.使用許諾 (単独の CPU またはネットワーク : 各 CPU)

お客様は、本ソフトウェアを単独のコンピューターにインストールされてのご使用、かつ/または内部ネットワーク経由で使用する各コンピューターに本ソフトウェアのライセンスを入手していることを条件に、内部ネットワークを経由した本ソフトウェアの非独占的使用権を許諾されます。本ソフトウェアのライセンスは違うコンピュータ上で同時に共有したり、使用することはできません。しかし、本ソフトウェアをコンピューターのハードディスクまたは他のストレージデバイス (ネットワークサーバー以外) に無期限でインストールし、特定の一人のユーザーが 80%以上使用している場合、そのユーザーが携帯可能なパソコンもしくはご自宅のパソコンで本ソフトウェアを使用することを許諾します。本ソフトウェアは適宜、追加ライセンスの購入が可能です。本契約書は追加ライセンスの購入規定より優先されるものとし、それらの購入規定のいかなる矛盾、不一致及び追加事項は、無効とします。お客様は、変更のない形で、オリジナルの本ソフトウェアの所有権が表記されていることを条件に、保存目的にのみ本ソフトウェアの複製が許諾されます。

### 4.制限事項

お客様は本ソフトウェアに対し以下を行わないものとします。(i)認可されたネットワークでの使用で、明示的に許諾されている場合を除き、本ソフトウェア製品を第三者に使用許可すること。(ii)本ソフトウェアの改変もしくは翻訳。(iii)本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブル。但しこの制限範囲が、適用される法律において明示的に禁止されている場合を除く。(iv)本ソフトウェアを基にした派生品の製造。

(v)他の製品と本ソフトウェアの統合。(vi)本ソフトウェアの複製。但し、明示的に前記が許諾されている場合を除く。(vii)本ソフトウェアの所有権に関する表記及びラベルの削除又は隠蔽。

## 5.譲渡

お客様は、VariCAD の書面による事前承諾なしに本契約書において本ソフトウェア及び使用権利の譲渡をしてはなりません。またその承諾は不当に留保されないものとします。また譲渡、移転条件は、譲渡される者が本契約書条件に同意していただくこととします。本条件に違反するいかなる譲渡、移転も無効とします。

## 6.所有権

VariCAD 及びその供給元は本ソフトウェアと著作権、本ソフトウェアの設計及びコードに含まれる金銭的価値のある企業秘密を含む全ての知的財産権を所有します。本ソフトウェアは著作権法及び国際条約により保護されています。本契約書は使用に限りお客様に許諾しており、お客様の知的財産権の所有権は一切ありません。

### 保証免責事項：賠償責任の範囲

VariCAD は本ソフトウェアを「現状のまま(=AS-IS)」で使用許諾します。VariCAD 及びその供給元は、明示、黙示を問わず、一切の保証を負いません。VariCAD 及びその供給元は特に権利、非侵害性、商品性及び使用目的の適合性に対する黙示的な保証を免責します。本ソフトウェアの動作において、中断、エラー、ウイルス感染が起こらない、もしくは本ソフトウェアがパフォーマンスや品質の特定規準を達成することの一切の保証を致しません。お客様は本ソフトウェアの選択、インストール、使用の全てのリスクを想定するものとします。

前事項に関係なく、不法行為、契約、厳格な製品責任に限らず、またいかなる状況、「法理(=Legal Theory)」にかかわらず、VariCAD 及びその供給元はお客様もしくは第三者に対し、不本意の損害、業務停止、コンピューター誤作動、その他営利的損害に限らず、二次的、特別、偶発的、重大な損害の責任を、弊社が損害の可能性を助言していたか否かを問わず負いません。本ソフトウェアライセンスの記載価格を超えての損害のいかなる責任も負いません。この制限は、適用される法律で禁止されている範囲の死亡、人身傷害に対する賠償責任には適用されません。

VariCAD は、いかなる原因、訴訟形態の如何に関わらず、本ソフトウェアにお支払いになった購入価格を超える実質損害の責任を負いません。

## 雑則

本契約は本契約書事項及び過去の協議、説明、合意を統合したものを示し当事者の同意から成立します。本契約書は各当事者の正当な権限を有する代表者の署名を付した文書によってのみ、これを修正してもよいとします。もし本契約書の事項が施行不能である場合、その事項は施行可能にするために必要な範囲に限り改正されるものとします。本契約書の解釈は、抵触法の原則を除き、日本法に従います。また、国連国際物品売買条約は明示的に適用除外されます。